

（５）台風等による交通機関の運休及び台風等非常時に対する授業関係措置

休講情報は学生ポータルサイトに逐次掲載します。

① 台風等による交通機関の運休に対する授業休講等の措置について

台風及びストライキ等により次のいずれかの交通機関が運休した場合、以下のとおり対面授業休講等の措置をします。

- ・ JR山手線
- ・ 東京メトロ丸ノ内線及び有楽町線

授業取扱

運休時間	授業の取扱い
当日午前6時30分までに運転開始	平常どおり
当日始発から午前6時30分まで運休	午前中休講
当日始発から引き続き午前10時まで運休	全日休講

ただし、対象交通機関における部分ストライキ（拠点ストライキ）、事故・車両故障等による運休の場合は平常通り授業を行います。

② 台風等による気象警報の発表に伴う授業休講等の措置について

台風等により、気象庁から文京区に「暴風特別警報」、「暴風警報」または「レベル4危険警報」、「レベル5特別警報」（いずれも高潮を除く）のいずれかが発令された場合、対面授業の取り扱いは、次のとおりです。

文京区に「暴風特別警報」、「暴風警報」または「レベル4危険警報」「レベル5特別警報」（いずれも高潮を除く）のいずれか	授業の取扱い
午前6時30分の時点で、警報が発令中の場合	午前中授業休講
午前10時の時点で、警報が発令中の場合	5・6, 7・8時限の授業を休講
午後2時の時点で、警報が発令中の場合	9・10時限以降の授業を休講

情報の確認は下記の方法により、確認してください。

- ・ 気象庁のホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・ テレビ等のマスメディア、大手ニュースサイトによる確認

※大学の対面授業休講措置にかかわらず、授業によっては、教育上支障がない場合にはオンライン授業に切り替える場合があります。授業担当教員からの連絡を確認してください。

※大学として休講措置を行わない場合であっても、居住地域の状況、利用交通機関の運休または遅延その他やむを得ない事情により出席できない場合は、授業担当教員に連絡してください。

※休講分の措置（補講等）については、授業担当教員に確認してください。